



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

## 第12回法整備支援連絡会 公正取引委員会による技術支援の 現状と方向性



中里 浩  
公正取引委員会事務総局  
官房国際課企画官  
2011年1月21日, 法務省法務総合研究所(於 大阪)

1



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

### 本日の概要

1. 技術支援の目的
2. 公正取引委員会による技術支援の概要
  - 2-1. 技術支援における主な枠組み
  - 2-2. JICAを通じた支援の枠組み
  - 2-3. 国際的な枠組み
  - 2-4. メリットとデメリット
3. 東アジア地域における効果的な技術支援
  - 3-1. 東アジア競争政策トップ会合
  - 3-2. TAインベントリの分析
  - 3-3. 分析結果
4. 今後の方向性

2

## 1. 技術支援の目的

3

### 1. 技術支援の目的

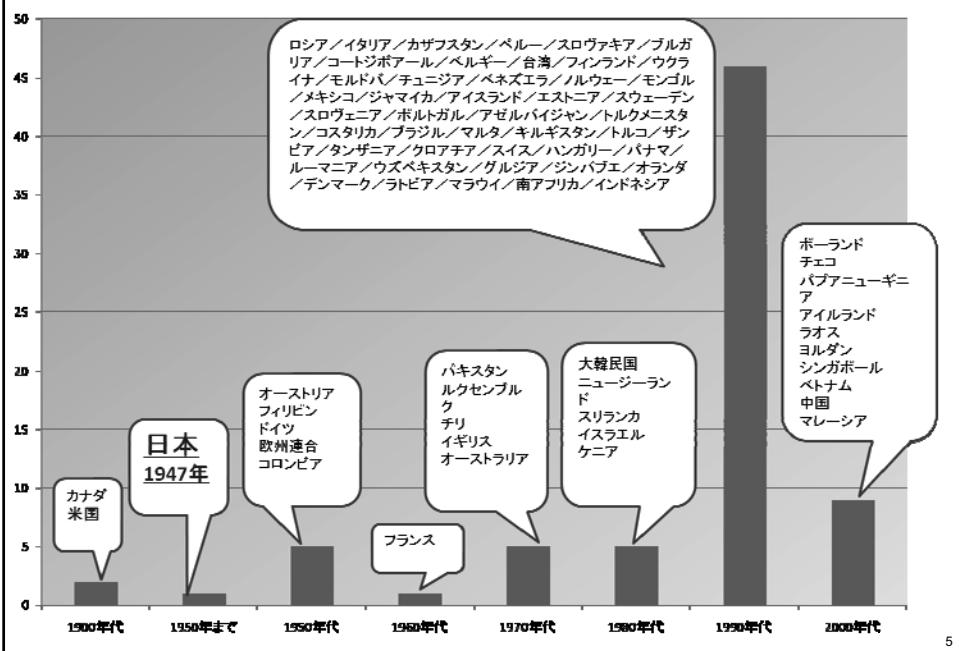
#### 技術支援の目的

- 支援国と被支援国において、消費者及び企業の利益を増進させること
- グローバル経済の中で、競争法の枠組みと執行の国際的調和を達成すること
- 支援機関と被支援機関の協力を拡大させること

4

(参考) 各国競争法の導入の状況

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



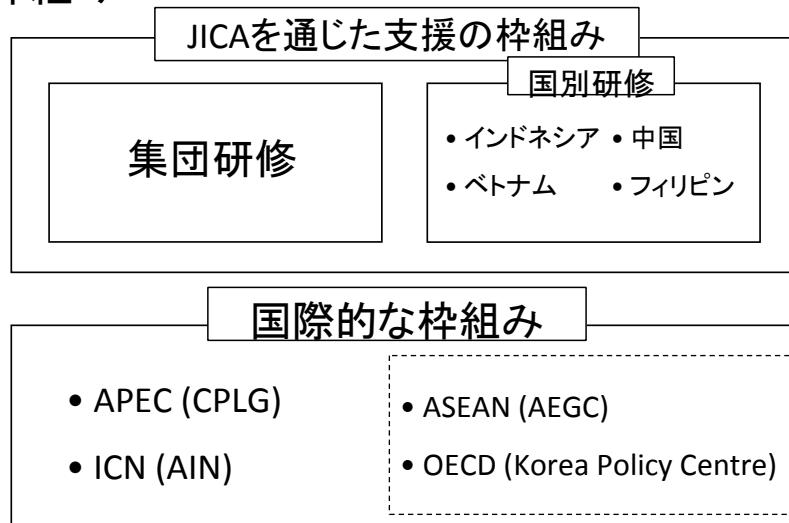
公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

## 2. 公正取引委員会の技術支援の概要

## 2-1. 技術支援における主な枠組み



### 2-1. 公正取引委員会による技術支援の主な枠組み



7

## 2-2. JICAを通じた支援の枠組み (1)



### 2-2. JICAを通じた支援の枠組み

#### -途上国に対する競争法・競争政策研修

公正取引委員会では、1994年以来、ほぼ毎年、途上国に対する競争法・競争政策研修を実施しています。これまでに、計16回の研修を、48か国、延べ174名の研修員に対して行いました。

期間	テーマ	参加者
2008年8月～9月	日本の競争法	10か国から、13名の研修員が参加。 (参加国)アルジェリア、中国、インドネシア、マレーシア、モルドバ、セルビア、タイ、ウクライナ、ベトナム
2009年8月～9月	日本の競争法	7か国から、10名の研修員が参加。 (参加国)エジプト、モルドバ、モンゴル、パキスタン、フィリピン、セルビア、ベトナム
2010年8月～9月	日本の競争法	6カ国から、9名の研修員が参加。 (参加国)ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンゴル、セルビア、バヌアツ、ベトナム

8

## 2-2. JICAを通じた支援の枠組み

### - 国別技術支援 (1)

#### ベトナム

種類	対象組織	回数	開催地
長期専門家派遣	ベトナム競争当局(VCA)	2名	ベトナム
<p>ベトナムに対して、公正取引委員会は、競争法の執行能力の強化を目的として、JICAの協力の下、2008年9月から2010年6月、及び2010年7月から2012年6月(予定)の期間、当委員会の職員をJICA長期派遣専門家としてベトナム競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施しています。</p>			
トレーニングコース	ベトナム競争当局(VCA)	4回	日本
<p>2009年3月及び9月、2010年4月及び11月に、ベトナム競争当局の職員5名を日本に招へいし、約2週間にわたる競争法・政策研修を実施しました。</p>			

9

## 2-2. JICAを通じた支援の枠組み

### - 国別技術支援 (2)

#### ベトナム競争当局向けトレーニングコース(2010年)

2010年4月トレーニングコース(4/7~4/27)
<ul style="list-style-type: none"> <li>審査スキルの向上を目的とし、主に、公正取引委員会職員の実演を参考に、研修生が実際に審査手続のロールプレイを行う形式で研修が行われました。</li> <li>また、立入検査に関する実習、事情聴取の実習、供述調書の作成、審査報告書の作成、報告命令の行い方などの実際の演習に加え、経験の長い審査官による審査手法の講義及び企業結合審査に関する講義が行われました。</li> </ul>
2010年11月トレーニングコース(11/24~12/10)
<ul style="list-style-type: none"> <li>前半は、独占禁止法・経済法に詳しい大学教授による理論面の講義を行い、後半は、公正取引委員会職員による実践面の講義を行いました。</li> <li>企業結合審査の講義においては、電話会議システムを用いてベトナム競争当局に講義が中継され、現地の職員からの質疑を受け付けました。</li> </ul>

10

## 2-2. JICAを通じた支援の枠組み (4)



## 2-2. JICAを通じた支援の枠組み

## - 国別技術支援 (3)

インドネシア

種類	対象組織	回数	開催地
長期専門家派遣	インドネシア事業競争監視委員会(KPPU)	3名	インドネシア
トレーニングコース	インドネシア事業競争監視委員会(KPPU)	7回	日本

中国

種類	対象組織	回数	開催地
国内セミナー	中国商務部(MOFCOM), 国家工商行政管理總局(SAIC), 国家發展改革委員会(NDRC)	13回	中国
トレーニングコース	中国商務部(MOFCOM), 国家工商行政管理總局(SAIC), 国家發展改革委員会(NDRC)	10回	日本

フィリピン

種類	対象組織	回数	開催地
国内セミナー	貿易産業省(DTI)	2回	フィリピン

11

## 2-3. 國際的な枠組み (1)



## 2-3. 國際的な枠組み (ICN)

AISUP

AISUP (Advocacy and Implementation Network Support Program)は、競争当局(100か国)のみが集まるICN(国際競争ネットワーク)の枠組みの下で設定されたもので、経験の浅い競争当局をサポートする枠組みとして、2008年に設立されました。

組織	期間	テーマ
ベトナム競争当局(VCA)	2009年6月～8月	1) 市場の確定, 2) 経済集中への処置, 3) 実施機関, 4) 課徴金減免制度
ベトナム競争当局(VCA)	2010年4月～6月	1) カルテルの発見と調査, 2) カルテルと消費者への影響, 3) カルテルの探知方法, 4) カルテルの審査手法
ベトナム競争当局(VCA)	2010年11月～2011年2月	1) 合併の届出基準, 2) 市場の画定, 3) 競争効果の分析, 4) 合併規制

12

## 2-3. 國際的な枠組み (2)



## 2-3. 國際的な枠組み (APEC)

### APECトレーニングコース

2005年以来、日本の公正取引委員会は、APECにおける競争政策・競争法グループ(CPLG)の議長国として活動を行っています。

開催地	期間	テーマ
パリ	2008年11月	「競争政策と産業政策」 「国内及び国際市場でのカルテルにおける課題」
台北	2009年8月	「垂直的取引制限」 「競争政策と消費者保護政策の相互関係」
ニヤチャン (ベトナム)	2010年9月	「競争政策・競争法の唱導活動」
マレーシア	未定	「カルテルと入札談合」

13

## 2-3. 國際的な枠組み (3)



## 2-3. 國際的な枠組み (ASEAN)

### ASEAN競争専門家グループ (AEGC)

公正取引委員会は、AEGCのワークショップにスピーカーの派遣を行っています。

開催地	時期	テーマ
シンガポール	2008年7月	競争政策と競争唱導
東京(日本)	2008年12月	効果的な競争当局の設立
クアラルンプール (マレーシア)	2009年5月	競争政策・競争法・取締機関の費用と便益
バンコク(タイ)	2009年11月	競争法の執行に係る課題



14

## 2-4. 複数国に対する技術支援と特定国に対する技術支援におけるメリットとデメリット

- 複数国に対する技術支援
  - メリット: 様々な発展状況にある国の参加者が集まり、お互いの理解を深め合うことができる
  - デメリット: 参加するすべての被支援国ニーズに応じたプログラムとすることができないため、成果は限定的
- 特定国に対する技術支援
  - メリット: 被支援国のニーズに見合ったプログラムの構築が比較的容易
  - デメリット: 限られた人員と予算の中で、多くの力を投入する必要がある

15

## 3. 東アジア地域における効果的な技術支援

16

### 3-1. 東アジア競争政策トップ会合



## 3-1. 東アジア競争政策トップ会合

東アジア競争政策トップ会合は、日本の公正取引委員会の主導の下で、東アジア地域の競争法関連機関の協力関係を強化する目的の下、2005年より行われています。

東アジア地域における競争法関連機関のトップが、当会合に参加しています。  
(日本においては、2008年4月に京都で開催されました。)

なお、2010年に行われた第6回  
会合では、カンボジア、中国、  
インドネシア、日本、韓国、マレーシア、  
モンゴル、ミャンマー、フィリピン、  
シンガポール、台湾、タイ、ベトナムの  
13の国・地域から、競争法関連機関の  
トップが参加しました。



17

### 3-2. TAインベントリの分析 (1)



## 3-2. TAインベントリの分析

### (TAインベントリ) (例: ベトナム)

TAインベントリは、被支援国が2004年以降に受けた技術支援の実績を、国別に一覧化したものです。

Title of Program	Provider	PROGRAM INFORMATION					Brief Description	TYPE OF PROGRAM	MODES OF ASSISTANCE		SUBSTANTIVE AREAS						Judiciary Protection/Descriptive
		Dates	Duration	Location	Number of Participants	Advocacy/Purpose			Theory/Focused	Practice-Focused	In-country Consultation	Workshop/Seminar/Course	Country Training	Responsible/	Joint Training	Unit/Trade Practices	Agreements
<b>[Year 2009]</b>																	
Long Term Advisor	JICA, JFTC	2008/Sep-2010/Jun	2 years	Hanoi	N.A.		1. Provide locally based technical assistance as a resident advisor 2. Technical assistance activities include a) transferring Japan's experience and knowledge, b) providing advice on implementing competition law, c) planning and implementing ad-hoc seminars	X X X			X	X X X	X X	X X	X X X X X X X X		
JICA/JFTC Local Seminar on Competition Law/Policy	JICA, JFTC	2009/Mar	3 days	Hanoi	20		A seminar under the theme of Investigation Practice, Market Study and Training system. The Seminar was held with the participation of about 20 officials from Vietnamese competition authorities (VCA).		X X		X					X X	
JICA/JFTC Training Course on Competition Law/Policy	JICA, JFTC	2009/Mar	2 weeks	Tokyo	5		A training course on Japanese competition law/policy. The training course was held with the participation of 5 officials from Vietnamese competition authorities (VCA).		X X	X				X X X	X X X X X X X X		
KOICA's Training Program	KOICA, KFTC	2009/Apr	16 days	Seoul	1		1. Comprehensive training course targeted at competition agencies all over the country. 2. Duration: 15-20 participants from 10-15 agencies		X X X X X		X X				X X X X X X X X		
The Training Program of OECD-KOREA Regional Center for Competition in Seoul	KFTC, OECD	2009/Apr	4days	Hanoi	33		A short term workshop(generally 2-6 days) for sharing experiences of participants in competition law	X	X X X		X X X				X X X X X X X X		

18

### 3-2. TAインベントリの分析 (2)



#### (TAカレンダー) (例:日本)

TAカレンダーは、各技術支援国が作成している、年間の支援計画を記載したカレンダーです。効率的な支援活動を行うため、技術支援国間で共有されています。

#### Technical Assistance Activities in East Asia

##### Calendar of Events

2009/01 – 2009/12

(The activities listed below are tentative and may be subject to change)

#### 2009

##### From September 2008 to June 2010

Hanoi JICA/JFTC Competition Law Enforcement Expert Dispatching Program  
- Dispatching a long-term residential expert from JFTC to VAC

##### January

Jan. 13-22 Tokyo and Sapporo JICA/JFTC Training Course on Law Concerning Distributors (for China)  
- About one-week training course  
- Targeted at officials etc. related to law concerning distributors of China

##### February

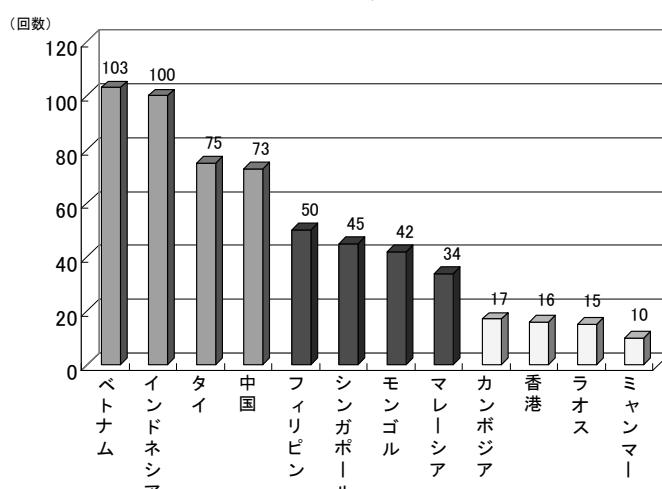
Feb. 9-18 Tokyo and Sapporo JICA/JFTC Training Course on Competition law/policy (for Executives of Competition-Related Authorities of China)  
- About One-week training course on competition law & policy  
- Targeted at executives of competition-related authorities of China

19

### 3-2. TAインベントリの分析 (3)



#### 日本・台湾・韓国による技術支援の総実施回数 (2004年1月～2010年6月)

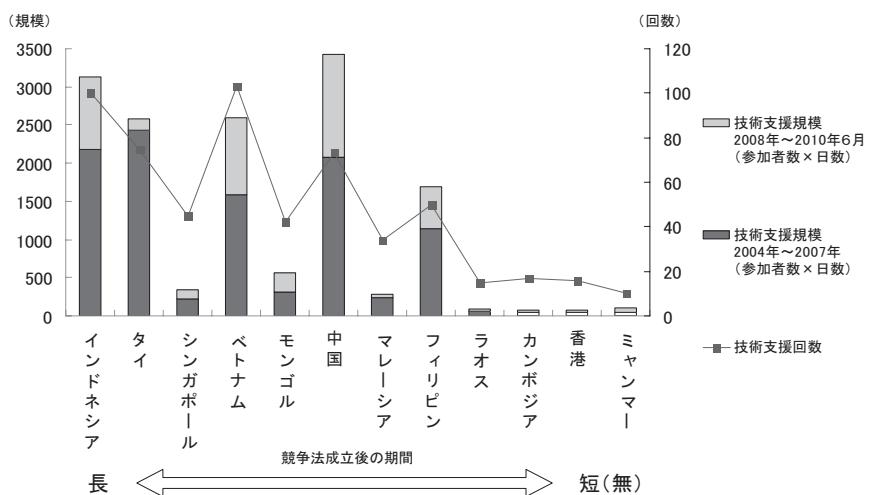


20

3-2. TAインベントリの分析 (4)



## 日本・台湾・韓国による技術支援の規模と回数 (2004年1月～2010年6月)

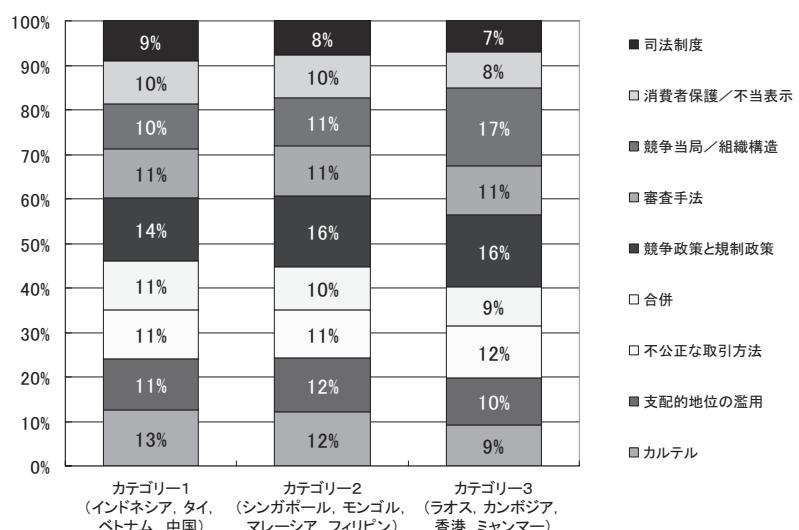


21

3-2. TAインベントリの分析 (5)



## 日本・台湾・韓国による技術支援の内容別実施割合 (2004年1月～2010年6月)(その1)

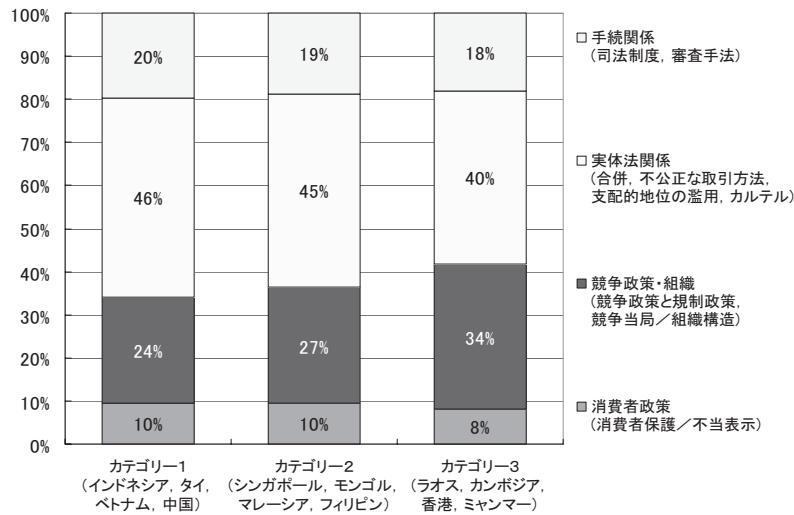


22

## 3-2. TAインベントリの分析 (6)



## 日本・台湾・韓国による技術支援の内容別実施割合 (2004年1月～2010年6月)(その2)



23

## 3-3. 分析結果



### 分析結果

- ・ カテゴリー1に属する国では、競争法の整備と執行に一定の発展がみられる。
- ・ カテゴリー2と3の国に対して、更なる技術支援の増加が期待される。
- ・ 支援国は、被支援国に対し、バランスのとれた支援を実施している。

24

## 4. 今後の方針性

25

### 東アジアにおける技術支援の今後の方針性

- (1) 緊密な情報交換、講師派遣とTAインベントリ更新における協力
- (2) 他の支援国(米国、豪州)・国際機関の招へい
- (3) 経験の浅い当局によるICN AISUPの枠組みの活用
- (4) 消費者保護の分野における、支援国の役割の見直し(2009年9月1日、消費者庁の設置)
- (5) ASEANメンバー・AEGCに対する協力

26

**活動報告**  
**—主として途上国人材育成協力的観点—**

2011年1月21日  
 特許庁国際課地域政策室

**背景1:アジア地域における条約加盟状況・法整備状況**

		中国	韓国	台湾 (注3)	インド	インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	日本
国際条約	WIPO(注1)	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	パリ条約	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	PCT	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	WTO/TRIPS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	マドプロ (注2)	○	○	—	✗	✗	○	✗	✗	○	✗	○
国内法	特許法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	実案制度	○	○	○	✗	○	✗	○	○	○	○	○
	商標法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	意匠法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

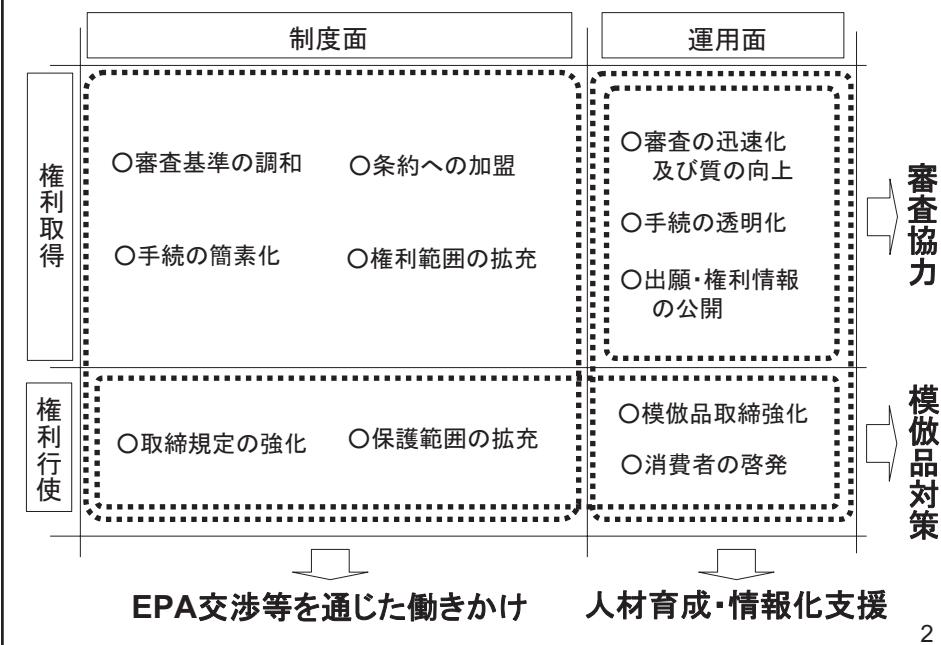
(注1)WIPO:世界知的所有権機関

(注2)マドプロ:マドリッド協定議定書

商標について、WIPOに対し国際登録を行うことにより、指定国においてその保護を確保できることを内容とする条約

(注3)台湾は、国連未加盟のため、WIPO、パリ条約、PCT条約、マドプロについて、加盟できない。

## 背景2:アジア地域における知財制度・運用の主な課題と対応



## <参考>アジア各国との経済連携協定による主な成果



### ①迅速な知的財産権の保護の確保

- ・日本特許庁を修正実体審査の対象化（シンガポール）
- ・日本の審査結果の提出による早期審査（インドネシア、マレーシア、タイ）
- ・優先審査制度の導入（マレーシア、ベトナム）

### ②手続の簡素化・透明性向上

- ・公証義務の原則禁止（インドネシア、フィリピン、ベトナム）
- ・特許出願日から18ヶ月後の出願公開制度の導入（マレーシア）
- ・優先権証明書の翻訳文認証手続の簡素化（インドネシア、フィリピン）…等

### ③知的財産権の保護水準の向上

- ・外国周知商標制度の保護（インドネシア、マレーシア、タイ）
- ・部分意匠制度の導入（インドネシア）
- ・意匠権効力範囲を「類似」まで拡大（インドネシア）…等

### ④エンフォースメントの強化

- ・刑事罰対象権利の拡大（TRIPS：商標・著作権 → 知財全般）（インドネシア、フィリピン、タイ）
- ・税関差止め対象権利の拡大（TRIPS協定：商標・著作権→特許・実用新案、意匠を追加（フィリピン）
- ・輸出品の税関差止め対象化（TRIPS協定：輸入品→輸出品を追加（インドネシア）…等

3

## 方針

### ◆課題◆

- ・我が国企業のグローバルな事業展開にあたり、  
アジア諸国を中心とした途上国での知的財産権の取得、活用が困難
- ・途上国の知的財産環境は、制度面は整備されつつあるが、運用面が不十分

### ◆方針◆

#### 知的財産推進計画

- 知的財産推進計画2010**  
**途上国の知的財産環境整備**
- ・途上国、新興国の「知的財産人材育成支援」を強化
  - ・我が国による研修の経験者とのネットワークの構築
  - 工程表**
  - ・研修生の受入れ、専門家派遣
  - ・フォローアップセミナー開催
  - ・知財人材育成機関の情報共有ウェブサイト

#### APEC

- APEC首脳の成長戦略**  
**地球規模知的財産基盤の整備**
- ・「法律・行政」、「人材」、「情報通信技術」の要素からなる、地球規模知的財産基盤を整備する取組を強化
- APEC首脳の成長戦略を支える**  
**APECのアクション・リスト**
- ・知的財産人材育成機関の情報共有・発信のためのウェブサイト構築

4

## 特許庁における途上国人材育成の経時的概観

1. TRIPS協定履行期限に向けた制度整備段階 (1996年～1999年)
  - 1996年、「1000人研修」の取組開始。

2. TRIPS協定履行担保のための制度運用向上段階 (2000年～2008年)
  - 2000年1月1日、開発途上国のTRIPS協定履行期限。

3. 新興国が国際的知財制度の一翼を担う時代への対応段階 (2009年～)
  - ブラジル国家産業財産庁 (INPI)、インド特許庁の特許協力条約 (PCT) 國際調査機関 (ISA)、國際予備審査機関 (IPEA) 指定 (2007年のWIPO加盟国総会)。

5

## 途上国材育成－概要－



WIPOジャパン・ファンド及びJICAスキーム等のODA予算、並びに特許庁独自の予算を効率的に活用し、アジア太平洋地域を中心とする途上国の政府及び非政府の知財関係者に対し、以下の支援事業を展開。2008年度からアフリカ諸国へ支援を拡大。

### セミナー、ワークショップの開催

目的に応じた海外及び国内でのワークショップ等の開催、また、過去の招へい研修生に対するフォローアップのためのセミナー等の開催

### 研修生受入

知的財産権に携わる者の育成を目的に長期・短期招へい型研修を国内で実施

### 専門家派遣

各途上国の制度・運用改善のニーズにあわせた長期・短期専門家の海外派遣を実施

### 近代化(情報化)支援

途上国知的財産権庁の近代化を目的として、法制度の改善を含む業務・システム運用の向上のため協力を実施

## 途上国協力の実績



- 研修生3,297名、58ヶ国 / 1 地域より受け入れ
- 専門家422名 を17ヶ国 / 1 地域へ派遣
- 研修修了生を対象として、毎年3~6ヶ国にてフォローアップセミナーを開催
- ASEAN主要各国への情報化協力

○1996~2009年度の研修生受入・専門家派遣総数

国名	研修生 受入れ	専門家 派遣
中国	617	33
インドネシア	469	84
タイ	418	83
ベトナム	362	76
フィリピン	341	41
マレーシア	298	31
インド	164	14
ラオス	51	9
カンボジア	42	3
ミャンマー	27	0
その他	508	48
合計	3,297	422

○各国への情報化協力

国名	出願事務	検索	情報発信	電子出願
タイ	○	○	○	
インドネシア		○	○	
フィリピン	○	○		
ベトナム	○	○	○	○
マレーシア	○	○		